

フナドウカイ 船道會 大聖寺藩の時江沼郡橋立に於ける北前船の船主の組合で、寛政八年に起り、船道定法を申合せた。船道會の名は、小松の網道會と同じ種類であらう。

フナバカウド 船場河戸 金澤千日町入口町家の裏なる隈川の河戸を世人船場河戸と呼んだ。藩政中は隈川橋架替の時、假に往來を通ずる爲、此の所に船橋を懸ける例であつた。河戸とは河岸から河床に下る爲に附けた階段である。

フナバシ 舟橋 河北郡英田郷に屬する部落。
フナバシガハ 舟橋川 源を鳳至郡合鹿から發し、珠洲郡馬渡・南黒丸を経て、鶴島・南黒丸の中間で海に入る。流程十軒許。
フナバジマ 舟場島 能美郡山上郷に屬する部落。一に灯籠笹明島ともいふた。上清水・下清水・田子島等の邑民が寄合せて、天保十年一部落を爲したものである。

フナミガダケ 舟見ヶ嶽 ↓クラカケヤマ 鞍掛山。
フナミシヤ 府南社 應永廿八年五月廿六日附足利義持の判書に『南禪寺領加賀國府南社御供田云々』と見える府南社は、能美郡國府村舟見山の神社で、神名帳に載せられる石部神社であり、白山記には府南を加賀國の惣社であるとする。國府の南であるから府南というたのを、後世誤つて舟見に作り、その社地を舟見山と言うて居る。

フナミダケ 舟見岳 ↓クラカケヤマ 鞍掛山。
フナヤマ 舟山 鹿島郡井田に在る。能登誌に『井田村の新四郎といふ百姓の境内に舟

山といふあり。此山の根に石の唐櫃あり。狹穿などすれば必凶事有故に、深く隠しあり。』とある。

フナヤマ 船山 鳳至郡本木の内の小字。
フナラシ 歩平均 ↓ツボモチ 坪持。
フナヲ 舟尾 オノ 鹿島郡奥原保に屬する部落。

フナヲオクハラリアイ 舟尾奥原入會 鹿島郡奥原保に屬し、舟尾及び奥原兩部落の出垣内である。
フナヲカジヨウ 舟岡城 ↓ツルギシヨウ 劍城。
フナヲガタ 舟尾瀧 フノオ 鹿島郡舟尾に在る。淡水鹹水兩種の魚が居り、殊に鮒を多く産する。

フナヲガハ 舟尾川 フノオ 鹿島郡二宮川の下流は新屋の附近で二派となる。その東して舟尾を經るものを舟尾川といひ、西して川尻を經るものを川尻川といふ。
フナヲカヤマ 舟岡山 石川郡八幡領に在る。永正五年の白山禪定私記に泰澄の事を書いて、『舟岡山・安久瀨の淵にては垂跡貴女の靈跡を拜見し云々、其後參詣の人は先舟岡の流に身を洗ひ、罪障の塵穢を雪めつゝ、下白山の靈社に詣云々』とある。かうした記事から白山比咩神社が、初め舟岡山にあり、次に安久瀨の社に移つて、最後に今の三宮に轉じたとの説が起り、舊神職古傳にも記されたのであるが、その舟岡山にあつたことは全く無稽である。又舟岡山の麓の新路に就いては、白山宮莊殿講中記録延文元年三月十九日の條に、大洪水によつて宮尻の路が崩れた爲にこの路をつけたとある。

フナヤマ 山毛樺尾山 石川郡尾添の部落から東方に當る山。高さ一三六五米。地質片麻岩。
フニユドウ 部入道 石川郡林郷にある。部入道。寛文十年の村御印には部入道村とする。石川訪古遊記に、部入道の館といふものが村の南にあることを記してある。
フネノヲ 舟尾 河北郡常徳の内の小字。
フネンジ 普念寺 河北郡横濱に在つて、眞宗東派に屬する。初め中須加に居たが、延寶中今の地に遷つた。
フボク 珠ト ↓モリヲカフボク 森岡珠ト。
フマル 丸 ↓ブギン 夫銀。
フミヨウイン 普明院 金澤下小川町に在つて、徳禪山と號し、臨濟宗に屬する。もと河北郡傳燈寺の境内に在つたが、寛永十年北辰の時、横山長知の取次により今の寺地を得て之に移り、承應中京郡妙心寺末に轉じた。
フミワケノシバ 踏分の芝 金澤香林坊橋の下、長町入口の廣地を踏分の芝といふた。往昔隈川が二瀬に流れ、その一が香林坊小橋の下を通つた時の河原であつたといふ。
フムロ 不室 河北郡井上庄に屬する部落。
フモンゲンシヨウ 普門元照 金澤三構高巖寺四代の住僧で、寛文・延寶の交明僧高泉の獻珠寺に居た時之と善く、又江戸に遊んで物徂徠と交つた。その詩は飛動奇逸、采るべき者が多い。寶永二年二月十二日六十二歳で寂。著書に地藏菩薩應驗新記六卷がある。
フヤク 夫役 夫役は、元來道路橋架等を營繕するに必要なる役夫を提供せしめることであつた。金澤では、元祿三年町奉行の上申

書によると、本町の提供すべき町夫の延人員一萬人で、それを家屋の前口五千七百七十九間一尺二寸に比例して割當したが、一間當りの負擔額は町と年によつて相違があつた。これ商業の殷盛なる町は高免とし、否らざる町は下免としたからと、年々町役を免除せられるものに異動があるからである。又七ヶ所と稱する地子町の夫役は總數二千人であつたが、負擔の方法は本町と同じくなかつた。即ち毎戸一人とし、その不足は宅地の坪數三萬三千百三十六歩六寸に割當する慣例で、百歩に町夫三人餘を負擔すべき割合になつた。夫役は、初め藩の所要數を實人員で提供した外、尙餘額があれば一人銀五分の積りで上納し、定員を超過して徴せられた時は、同一の割合で銀子を下附せられた。しかし、實人員を以てしては、本人又は代人が出て力役に服せねばならぬ爲不便であるから、後には凡べて銀納にすることになつた。又御郡方に於いては早くから夫銀を以て夫役に代へることになつてゐた。↓ブギン 夫銀。

フユノ 冬野 羽咋郡押水の中庄にある部落。
フユベ 冬部 藩政の時冬季に入り、農家・漁家の閑暇を得たる時、酒造家に仕へ、酒の原料として川水を運び入れるものを冬部といふた。べは下部の意であらう。これらは多く能登から出たが、白山ヶ嶽の壯丁もあつた。
フヨウノマダマリ 芙蓉間溜 明治元年十二月十五日加賀藩は年寄家老を廢して一般士人中の材幹あるものを擲んで執政・參政を置くことにした。之を以て從來年寄に任せられた門閥八家のものを禮遇して、芙蓉間溜と稱せしめた。

フナヤマ 山毛樺尾山 石川郡尾添の部落から東方に當る山。高さ一三六五米。地質片麻岩。
フニユドウ 部入道 石川郡林郷にある。部入道。寛文十年の村御印には部入道村とする。石川訪古遊記に、部入道の館といふものが村の南にあることを記してある。
フネノヲ 舟尾 河北郡常徳の内の小字。
フネンジ 普念寺 河北郡横濱に在つて、眞宗東派に屬する。初め中須加に居たが、延寶中今の地に遷つた。
フボク 珠ト ↓モリヲカフボク 森岡珠ト。
フマル 丸 ↓ブギン 夫銀。
フミヨウイン 普明院 金澤下小川町に在つて、徳禪山と號し、臨濟宗に屬する。もと河北郡傳燈寺の境内に在つたが、寛永十年北辰の時、横山長知の取次により今の寺地を得て之に移り、承應中京郡妙心寺末に轉じた。
フミワケノシバ 踏分の芝 金澤香林坊橋の下、長町入口の廣地を踏分の芝といふた。往昔隈川が二瀬に流れ、その一が香林坊小橋の下を通つた時の河原であつたといふ。
フムロ 不室 河北郡井上庄に屬する部落。
フモンゲンシヨウ 普門元照 金澤三構高巖寺四代の住僧で、寛文・延寶の交明僧高泉の獻珠寺に居た時之と善く、又江戸に遊んで物徂徠と交つた。その詩は飛動奇逸、采るべき者が多い。寶永二年二月十二日六十二歳で寂。著書に地藏菩薩應驗新記六卷がある。
フヤク 夫役 夫役は、元來道路橋架等を營繕するに必要なる役夫を提供せしめることであつた。金澤では、元祿三年町奉行の上申

書によると、本町の提供すべき町夫の延人員一萬人で、それを家屋の前口五千七百七十九間一尺二寸に比例して割當したが、一間當りの負擔額は町と年によつて相違があつた。これ商業の殷盛なる町は高免とし、否らざる町は下免としたからと、年々町役を免除せられるものに異動があるからである。又七ヶ所と稱する地子町の夫役は總數二千人であつたが、負擔の方法は本町と同じくなかつた。即ち毎戸一人とし、その不足は宅地の坪數三萬三千百三十六歩六寸に割當する慣例で、百歩に町夫三人餘を負擔すべき割合になつた。夫役は、初め藩の所要數を實人員で提供した外、尙餘額があれば一人銀五分の積りで上納し、定員を超過して徴せられた時は、同一の割合で銀子を下附せられた。しかし、實人員を以てしては、本人又は代人が出て力役に服せねばならぬ爲不便であるから、後には凡べて銀納にすることになつた。又御郡方に於いては早くから夫銀を以て夫役に代へることになつてゐた。↓ブギン 夫銀。
フユノ 冬野 羽咋郡押水の中庄にある部落。
フユベ 冬部 藩政の時冬季に入り、農家・漁家の閑暇を得たる時、酒造家に仕へ、酒の原料として川水を運び入れるものを冬部といふた。べは下部の意であらう。これらは多く能登から出たが、白山ヶ嶽の壯丁もあつた。
フヨウノマダマリ 芙蓉間溜 明治元年十二月十五日加賀藩は年寄家老を廢して一般士人中の材幹あるものを擲んで執政・參政を置くことにした。之を以て從來年寄に任せられた門閥八家のものを禮遇して、芙蓉間溜と稱せしめた。